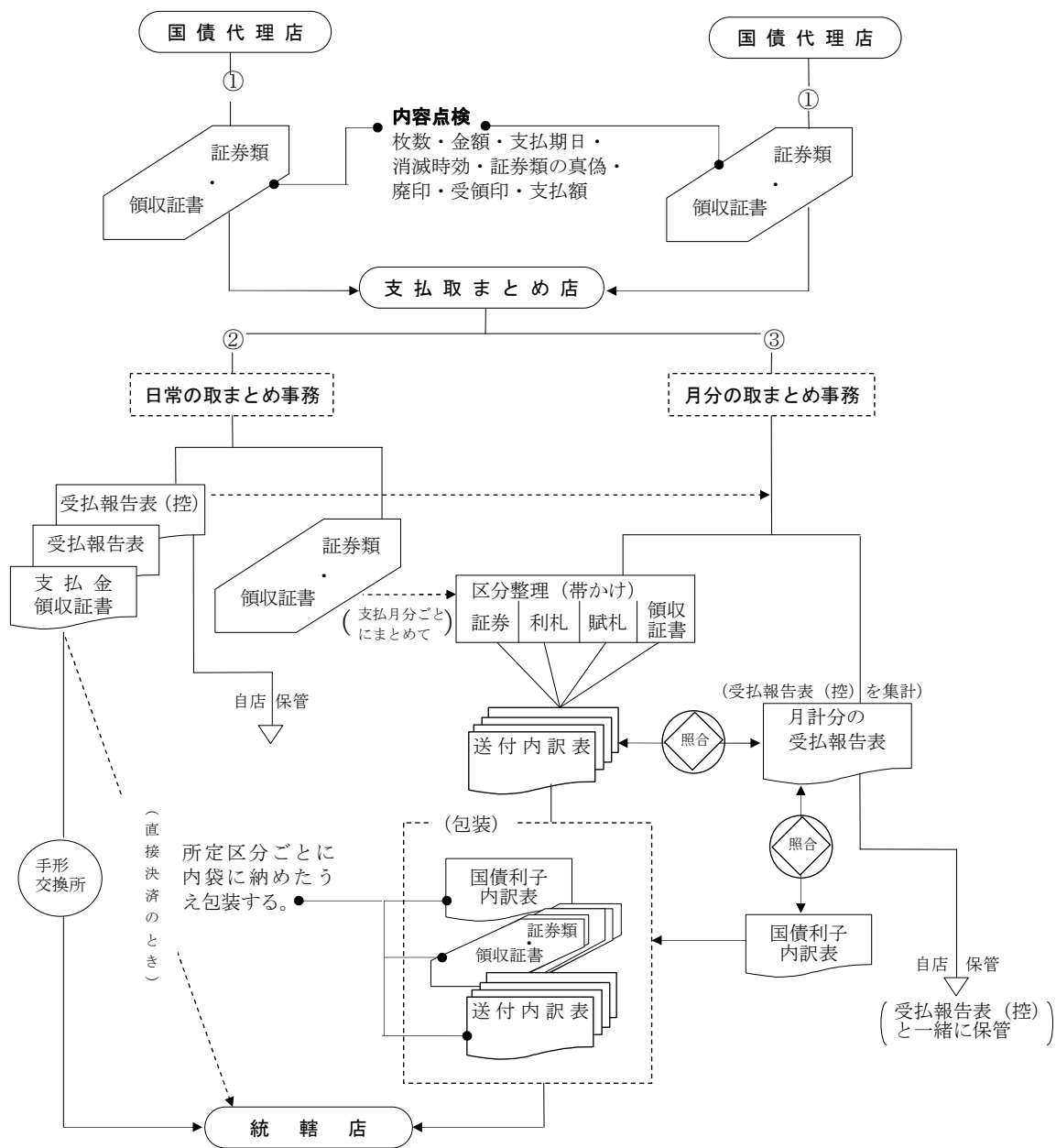


300	元利払の取まとめ事務
-----	------------

(支払取まとめ店事務)

あらかし



- 管下の国債代理店から支払済証券等の送付を受けたときは、元利金の受払額を取まとめ、支払金について統轄店との決済を行う。
- 支払済の証券類・領収証書は自店で保管しておき、支払月分ごとに取まとめて統轄店へ送付する。
- 国債代理店が支払取まとめ店を兼ねているときは、自店扱分と合算して取まとめる。